

議 案 第 7 5 号

富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。